

令和3年第2回定例会 千葉市緑区選挙管理委員会会議録

1 日 時	令和3年2月17日（水） 午前9時25分～午前10時20分					
2 場 所	千葉市緑区役所 4階選挙管理委員会室					
3 出席委員	委員長	小峰 敏和	委 員	岩坂 展子		
	委 員	浅野 千秋	委 員	山澤 菊枝		
4 出席書記	事務局長	柏原 郁夫	選挙班主査	中田 和利		
5 議 題	報告第1号	選挙人名簿の登録の移替えの延期について				
	議案第3号	ポスター掲示場の設置場所の決定について				
	議案第4号	選挙人名簿の抹消者について				
	議案第5号	在外選挙人名簿の抹消者について				
	議案第6号	在外選挙人名簿への登録の移転について				
	議案第7号	投票所及び開票所における秩序保持基準の策定について				
6 議事の概要	<p>(1) 報告第1号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について 選挙人名簿の移替えの延期については、全員異議がなかったため、原案のとおり承認された。</p> <p>(2) 議案第3号 ポスター掲示場の設置場所の決定について ポスター掲示場の設置場所の決定については、全員異議がなかったため、原案のとおり決定した。</p> <p>(3) 議案第4号 選挙人名簿の抹消者について 選挙人名簿の抹消者については、全員異議がなかったため、原案のとおり決定した。</p> <p>(4) 議案第5号 在外選挙人名簿の抹消者について 在外選挙人名簿の抹消者については、全員異議がなかったため、原案のとおり決定した。</p> <p>(5) 議案第6号 在外選挙人名簿への登録の移転について 在外選挙人名簿への登録の移転については、全員異議がなかったため、原案のとおり決定した。</p> <p>(6) 議案第7号 投票所及び開票所における秩序保持基準の制定について 投票所及び開票所における秩序保持基準の制定については、全員異議がなかったため、原案のとおり決定した。</p> <p>(7) その他 次回会議の開催は、令和3年3月1日午前9時30分と決定した。</p>					
7 会議経過	<p>(1) 報告第1号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について 事務局 : 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、登録の移替えを千葉県知事選挙及び千葉市長選挙期日まで延期したので報告する。 質 疑 : 特になかった。</p>					

<p>7 会議経過 (続き)</p>	<p>(2) 議案第3号 ポスター掲示場の設置場所の決定について  事務局 : 公職選挙法第144条の2第1項の規定により、ポスター掲示場の設置を決定する。  質 疑 : 特になかった。</p> <p>(3) 議案第4号 選挙人名簿の抹消者について  事務局 : 前回の委員会時の名簿登録者から、新たに生じた死亡及び国籍喪失者や、住所の移動により4か月を経過した者、在外選挙人名簿への登録移転を行った者及び誤載者について、本日付で緑区の選挙人名簿から抹消する。  質 疑 : 特になかった。</p> <p>(4) 議案第5号 在外選挙人名簿の抹消者について  事務局 : 前回の委員会時の名簿登録者から、死亡者や、日本国内に住所を移して4か月を経過した者及び誤載者について、本日付で緑区の在外選挙人名簿から抹消する。  質 疑 : 特になかった。</p> <p>(5) 議案第6号 在外選挙人名簿への登録の移転について  事務局 : 前回の登録時から本日までの間において、在外選挙人名簿の出国時申請を受け、登録資格があった者について、緑区の在外選挙人名簿への登録の移転をする。  質 疑 : 特になかった。</p> <p>(6) 議案第7号 投票所及び開票所における秩序保持基準の制定について  事務局 : 投・開票所における秩序を保持し、もって、選挙人の公正な投票及び選挙事務の適正な執行を図ることを目的として、緑区内の投・開票所における秩序保持基準を新たに制定することとし、禁止事項の説明を行った。</p> <p>質疑① : 秩序保持基準は緑区だけでなく他区でも制定するのか。  事務局 : 緑区と同様に各区の委員会において検討し、制定する予定である。</p> <p>質疑② : 開票所でのスマートフォンの使用や写真等の撮影について、参観人は除外とのことだが、参観人はどのような者か。  事務局 : 緑区の選挙人名簿に登載されている方で、開票状況の見学に来た方である。</p> <p>質疑後に、同基準について委員長決裁で制定することが決定した。</p>
------------------------	--